

南九州市選挙管理委員会告示第 45 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 2 項による読み替え後の同法第 37 条第 2 項及び同法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙のとおり選任したので、公職選挙法施行令第 25 条の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

南九州市選挙管理委員会
委員長　門園博徳

令和8年2月8日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票管理者及び期日前投票管理者職務代理者

穎娃庁舎期日前投票所

月	日	曜日	期日前投票管理者		同職務代理人	
			氏名	住所	氏名	住所
1	28	水	中村 英樹	南九州市	田原 博	南九州市
	29	木	雪丸 俊一	南九州市	田原 博	南九州市
	30	金	上窪 友和	南九州市	田原 博	南九州市
	31	土	大迫 茂子	南九州市	田原 博	南九州市
2	1	日	上窪 友和	南九州市	田原 博	南九州市
	2	月	中村 英樹	南九州市	田原 博	南九州市
	3	火	上窪 友和	南九州市	田原 博	南九州市
	4	水	上窪 友和	南九州市	田原 博	南九州市
	5	木	上窪 友和	南九州市	田原 博	南九州市
	6	金	飯伏 義行	南九州市	田原 博	南九州市
	7	土	大迫 茂子	南九州市	田原 博	南九州市

知覧庁舎期日前投票所

月	日	曜日	期日前投票管理者		同職務代理人	
			氏名	住所	氏名	住所
1	28	水	松清 浩一	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	29	木	三宅 俊正	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	30	金	平木 嘉幸	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	31	土	門園 博徳	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
2	1	日	平木 嘉幸	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	2	月	園田 邦子	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	3	火	松清 浩一	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	4	水	三宅 俊正	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	5	木	三宅 俊正	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	6	金	園田 邦子	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市
	7	土	三宅 俊正	南九州市	瀬戸口 和宏	南九州市

川辺序舍期日前投票所

月	日	曜日	期日前投票管理者		同職務代理人	
			氏名	住所	氏名	住所
1	28	水	徳丸 俊治	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	29	木	鰯坂 朋子	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	30	金	網屋 多加幸	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	31	土	吉永 正博	南九州市	桐木平 順一	南九州市
2	1	日	徳丸 俊治	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	2	月	鰯坂 朋子	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	3	火	網屋 多加幸	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	4	水	鰯坂 朋子	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	5	木	鰯坂 朋子	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	6	金	吉永 正博	南九州市	桐木平 順一	南九州市
	7	土	徳丸 俊治	南九州市	桐木平 順一	南九州市

第一移動期日前投票所

月	日	曜日	期日前投票管理者		職務代理人	
			氏名	住所	氏名	住所
2	2	月	三宅 俊正	南九州市	梅井 正人	南九州市
	3	火	雪丸 俊一	南九州市	梅井 正人	南九州市
	4	水	門園 博德	南九州市	梅井 正人	南九州市
	5	木	中村 英樹	南九州市	梅井 正人	南九州市
	6	金	上窪 友和	南九州市	梅井 正人	南九州市

第二移動期日前投票所

月	日	曜日	期日前投票管理者		職務代理人	
			氏名	住所	氏名	住所
2	2	月	網屋 多加幸	南九州市	福留 清幸	南九州市
	3	火	吉永 正博	南九州市	福留 清幸	南九州市
	4	水	徳丸 俊治	南九州市	福留 清幸	南九州市
	5	木	雪丸 俊一	南九州市	福留 清幸	南九州市
	6	金	三宅 俊正	南九州市	福留 清幸	南九州市